

令和7年4月1日の転入者からの変更概要

※正式な制度は、公開後の支援金交付要綱を必ずご覧ください。

★「移住元に関する要件」を緩和します。

→「住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の期間」について、「住民票を移す直前の1年間」を除き千葉県に居住し、東京23区内に通勤していた期間が算入可能になります。

変更前

次のいずれにも該当すること。

- (1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は埼玉県、23区外の東京都、神奈川県に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
- (2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は埼玉県、23区外の東京都、神奈川県に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。

変更後

- (1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は埼玉県、千葉県、東京都(23区外)、神奈川県、に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
- (2) 変更なし

※要綱一部省略・改編

★「テレワークに関する要件」を見直します。

→「テレワークに関する要件」にて申請する場合、移住先でテレワークにより勤務すること及び20時間以上テレワークを実施することが要件に追加されます。

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (2) 移住先でテレワークにより勤務することとし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。←追加
- (3) 労働基準法第9条に規定する労働者であること。
- (4) 申請者を指揮監督する事業所が香取市内に所在していないこと。
- (5) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(次ページへ)

★「関係人口に関する要件」を緩和します。

→「関係人口に関する要件」にて申請する場合、香取市等で就業した方や地域づくり活動を行っている方は要件に当てはまることになります。

変更前

申請時において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者、法人経営者又は個人事業主であって、香取市で実施される移住イベントに規定回数参加した者。

変更後

下記①支給対象者の要件のいずれかに該当し、かつ②地域の担い手確保の要件のいずれかに該当する者。

①支給対象者の要件

- ・香取市で実施される移住イベントに規定回数参加した者
- ・香取市又はその隣接自治体で就業した者。
- ・香取市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。
- ・香取市に居住経験のある者。

②地域の担い手確保の要件

- ・農林水産業、その他事業に就業する者。
- ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。